

## 役員報酬等に関する規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人金木星の会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任委員をいう。

### 第2章 報酬等

#### (報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が、理事会、評議員会、評議員選任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り時給を支給する。

#### (1) 理事・監事・評議員選任委員

1時間 2,200円

#### (2) 評議員

1時間 2,200円

3 理事において、施設、法人本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

#### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次の通りとする。

(1)第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2)第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払い額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

#### (交通費)

第5条 理事会・評議員会・評議員選任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次の通り支払う。

(1)第3条1項の役員等については、通勤手当申請書によって申し出された金額を翌月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2)第3条2項の役員等については、通勤手当申請書によって申し出された金額をその都度現金で支払う。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用

3 宿泊費に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料として、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり 5,000 円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

### 第6章 役員等報酬基準

第8条 役員等報酬基準は以下の表に定める。

常勤理事

号俸	支給基準額
1号俸	276,048(職員給与表3級18該当)
2号俸	311,904円(職員給与表4級17該当)
3号俸	363,312円(職員給与表5級27該当)

非常勤理事・評議員・評議員選任委員

時給	2,200円
----	--------

### 第7章 附則

(改正)

第9条 この規定を改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人金木星の会評議員会の決議を経なければならない。